

答申第 825 号

諮問第 1417 号

件名：職員の非違行為に関わる報告について等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 11 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 13 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 不開示理由にある、なぜ「権利利益を害する」のか、「人事の確保に支障をおよぼす」等、明確でない。もし処分庁の主張するようなことであれば、具体的に説明をする、義務が、処分庁にはあるといえる。処分をする場合は、その理由を具体的に明確にするということである。明確な説明なく処分をする、受けるという関係「特別権力関係」には、ない。

また、申立人は、文書が不開示であるので、その内容が想像もできない文書であるから、反論すらできない。

(イ) 不開示決定通知書から、推測できる項目としては「非違行為報告書」「審査表」「教職員の人事」ということなら、まずその表題は開示できる。そのほか、個人が特定できないことは開示できる。また、処分等に関係した職員に関しても、開示できる。

(ウ) 本件、は処分に関しての文書でもあるので、考えられるものとして、事実関係のわかるもの、本人の事情聴取、事実確認、関係者の弁明書、処分説明書、などがあるが、不開示決定通知書には記載されていない。開示するしないにかかわらず、本件処分に関して処分庁の弁明において明らかにしてもらいたい。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 処分庁が開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に対する反論

a 条例第7条第2号に該当するということについて

「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」とあるが、本件請求のもとになった事件は、教え子にわいせつか？高校講師を懲戒免職についてである。高校講師の単独行為なら、確かに、個人に関する情報といえるかもしれない。事件は公務員（教え子に対する）の違法行為である。背景、状況は、職務に関係していることは明らかである。場所時間帯等も関わることであるが、教え子ということからも、個人の情報とはいい切れないことであり、本件の事案は、公務員の違法行為であり、事案の内容から公開されるべきものである。

「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものが記録されているため」ということであるが、個人とは、具体的には、高校講師か、教え子か、だれを指すのか、もしくは他の人物か不明である。誰のどのようなことが公になったら権利利益を害するののか、処分庁の説明を求めるものである。開示しないとする理由があるはずであるがその理由を述べるべきである。

b 条例第7条第6号に該当するということについて

「人事管理に関する情報又は被害者が公表を望まないものであり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして非公表としている情報であり」ということについて、人事管理に関する情報ということについて、被害者とは関係ないことのようにである。被害者が望まない等も、個人情報、それも内心の自由に含まれると思うと、処分庁の非公表とする理由等に、疑問を感じる。処分庁が云う「人事管理に関する…非公表としている情報」ということに理由がないということになる。人事管理等について再度処分庁の具体的な、説明、反論を聞きたい。もしないとしたら、速やかに、公開することを求める。

「意思決定過程において公にされることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」とあるが、人事の確保に支障を及ぼすということは、具体的にはどのようなことか、理解し難い。

処分庁が、非公表の根拠としている、引用条例について、その

処分庁の説明等に、理解し難い点があり、また、説明内容は、不十分であることは明らかである。非公開としている理由根拠そして、内容について、具体的に、詳しく説明等を求めるものであり、これは処分庁の責務である。この説明責任を果たさないうえでの、非開示はあり得ないということである。

意思決定過程とは、いつの時点のことか、どのような人事の確保か、等についての説明を求める。もし時期等に関して、現在はその時期を過ぎているとしたらそのような事実を伝えるべき、公開できると伝えるべきである。

(イ) 開示しないこととした理由について

- a 「新聞記事を基に、…開示を求めたものであると考えられる」という認識が処分庁にあることは、報道内容のわいせつ事実について、認めているということであるから、公表もしくは、報道されたものについては、請求された事実関係に関することがあったことは、処分庁も認めたということで、確かであるということである。そうであるなら、請求内容に関して、部分的にも公開できるということであり、公表すべきであるといえる。
- b さらに、処分庁は「平成 27 年 9 月に教育委員会が行った懲戒免職について分かるものと解し、…特定した。」とあることから、わいせつ事実に関して、処分の表題、等含め、内容の全面黒塗りということも予想できるが、本件では、処分庁の特定されたことから、少なくとも「一部開示」ということは最低条件でも行われるべきである。念のために付け加えると、厳密にいうと、処分庁及び、申立人の特定しているものが、一致しているか、いないのかは、現時点では不明であることを述べておく。
- c 「その全てを不開示とした」ということであるが、事案が事案だけに、A 職員について、万一に再犯等起きたとき、その後、加害者の名前等、公開されても手遅れであったということになったら、加害者の行動、姿勢が、あらためられていなかったら、それゆえのその後の被害等について誰が責任を取れるのか、ということになる。

加害者であるゆえの、非難等を、無条件で受けいれなさいということは、だれも強制できるものではないが、それゆえにか、不満を持った第三者からの、攻撃的、圧力が予想されることも確かである。

逆に、被害者もまた、さらされる等の、被害について、避けられないことは確かであるが、2 次被害等については、行政等が対応することになるといえるので、名前等の不開示ということも理解

したいが、全面的な不開示は、容認できない。

- d 文書 1「職員の非違行為に関わる報告について」に関して、「詳細に記載した…作成し」とあるから、報告書が作成されているなら、一部、もしくは全面黒塗りであったとしても、不開示、非公開にする理由はない。開示できる（する）努力と、請求者の期待に少しでも応えることが、情報公開法、の趣旨であり、その趣旨と請求者の期待等に処分庁は答えるのが職務であり、責任である。

なお、記載事項について、生年月日、年齢等については、記載してあること自体、申立人には、理解し難い。まず、両方記載してあることの疑問、どうしてもということなら、年齢だけでも事足りるということである。法的に絶対記載しないと違法という規則、もしくは罰則規定があれば、説明として述べてもらいたい。

両方、記載してある以上、開示を求めるものであり、記載されている以上常に、開示の対象になることなどを考慮するとしたら、これまで通りの記載内容を見直す必要があるということである。

- e 文書 2「審査表」についても、生年月日、年齢に関しては、前記したことと同様のことが言える。

また、開示できる一部として、審査表という表題は、まったく差支えないということは明らかである。規律違反というならその違反の条文等は当然開示できるといえる。また、審査結果、処分結果であれば、これも差し支えないといえる。

審査会は私的なものでも、個人的なものでもない、審査に関することを秘密にすることこそが問題である。

- f 文書 3「教職員の人事について」について、「起案者」、「標題」、ということが記載してあるということであるから、これらは、処分庁が明らかにしたことなので、少なくとも、この言葉の部分は、速やかに、開示すべき事項である。

- g 条例第 7 条第 2 号該当性について

「仮に一部でも開示すれば」ということについて、具体的にどのようなことだから、特定につながるのか、詳しい説明等が一切なされていない。申立人に反論等できない、させない処分庁の主張は、審査における公平なやり取りとは言えない。処分庁（行政）がこう決めたからこうなのだ、というような対応は処分庁には許されないということである。もし、説明できないが、「開示しないと決めてしまったから、開示しないのである」ということならそのように答えていただけたら、今後の対応、反論において考慮できるので、明確な回答、反論を求める。「個人の権利利益を害するおそれ」について個人とは生徒、職員、具体的にどちらを指

しているのか、また、どのような点でどのような、権利利益を害するのか、処分庁の説明・内容で、処分庁の主張が、納得できるものかどうかの判断をしたい。「個人の権利利益を害する」だけのことば（理由）で開示しないとすることはできない。

なぜそうなのかを、説明できて（明確にして）初めて、開示しないということができるといえる。説明できない、しない、従え。ということならそれは横暴ということである。

- h 「人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないため、本号ただし書口には該当せず」ということについては、主観の問題になることではあるが、次のように主張する。

人の生命を保護とは、生命は身体的、精神的な面で保護するかどうか、保護できるかどうかを、ということを考えていかなければ、保護とは言えない。付け加えていえば、生命、健康は、個人差があり、外的な判断だけで、大丈夫、そうでないということでは、一概に言えないことは明らかである。

処分庁が言う保護できているということは、ただ単に、見た目の安全だからということだけで、主張しているとしたら、誤りであることを述べておく。

保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないという本件事案の判断は（本件わいせつ行為は）、生命等に影響がないという判断をされているように見える。

県の条例第 7 条第 2 号ただし書口「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には、生命、健康、生活…とある。ある意味、生活全般にかかわること、影響することは、開示するということである。処分庁の危惧すること、少しは理解しているつもりでもあるが、開示しないための前提で、条例の拡大解釈をしているとしか言いようがない。

再度、処分庁は、この視点・生活全般にかかわることで、判断等をするべきである。極端なことを云えば、被害者生徒個人に関すること以外は、公開ということである。前記したように、生命健康については、個人差があり、本件請求事案の様な、情報について、生命等保護に、必要ないという処分庁の判断は、加害者の論理でもあるといえる。加害者の論理とは、被害者の受ける、精神的苦痛、不安等の感情を理解することなく自らの、行為を正当化するもの、相手にも非があるとするような理屈である。

つまり、処分庁も、根底では、現時点では、加害者側の論理で

あるということである。生活環境のなかで、周辺のわいせつ事案に関する情報は、被害者側からすると真に、死活問題である。知らされないということは、不安、恐怖、精神的苦痛を伴うものであるということである。

どこにどのような人がいるのかどうか、「人を見たら、…とかと思え」と人を疑うことを、伝えたいわけではないが、無防備であることは、容認できないということである。「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる」ということについて、個人の名前等特定できるものが明らかになっていない以上、処分庁が開示していない時点で、開示しないとする理由とするには矛盾しているといわざるを得ない。

何が何でも開示しないということの理由づけなのかどうか、理解に苦しむところであるが、逆に、個人が特定できない時点では、開示できる部分もあるということであるので速やかに開示することを求める。

- i 「職務の遂行に係る情報ではない」ということであるが、具体的に内容が不明であるので、判断できない。処分庁は、この事案について、いつ、どのような、こと・事件であったのか、説明した上で、ただし書に該当しないという主張を求める。処分庁の具体的な主張がないと反論のしようがない。
- j 「慣行として…」ということであるが、時代により、もしくは人権感覚等の、進化等により変化していることは当然のことであり、ただし書に該当するかしないかも、再考が必要といわざるを得ない。条例第 7 条第 2 号に該当するという主張は、誤りである。
- k 処分庁の云う「懲戒処分等を行ったが公表していない事案に関する文書」ということであるが、行政文書は、公開されることが原則であるから、公開しないという前提が誤りであるといわざるを得ない。そのうえで、「被害者等との信頼関係が崩れる」という特別な事例であるということになる。なぜ、特別ということを手張したかという、わいせつと規定された事案については、第三者が、被害者には、非がないという認識を持つことができたなら、信頼関係等持ち出すことはなかったといえる。残念ながら処分庁の云うことも理解されるが、あたかも被害者に、公開しないとする、理由等を負わせているように受け取られることには疑問を感じる。処分庁は、具体的には、どう考えているのか、どの分は公開したい、できるが、したくない等、その理由や説明、等がないということである。

処分庁は「作成者が開示されることを意識した画一的な記述」ということを危惧しているが、作成者を含め、職務行為であり、公開する、しないとは、別の問題である。危惧することは、否定するものではないが、危惧することを開示しないとする理由にすることは、問題である。気分で不開示にしているということになる。

一方的に、申立人には、不明であるから、本当にそうなのか、なぜそうなのか、判断できないことであり、処分庁の推測のみで、開示されないことを認めることはできない。知る権利を放棄できないということである。

「人事管理に係る事務に関し…支障を及ぼす」ということであるが、本件請求事案については、仮にそうであるとしても、説明が不十分であるのか説明されていないのか、どのように、支障をきたすのか不明である。

処分庁の、開示しないとしている理由、主張は、公開しないとしたがゆえの、理由づけとしか言いようがない。

公開が原則という原点に立って、開示できるかできないか、さらに、一方的にできないとする結論ではなく、できる部分について、検討された上での開示を求める。

できるところから始めるということも情報公開法の問題であると考え。

(ウ) 「異議申立人のその他の主張について」の反論

- a 「行政文書の表題は明らかにしており、これと同一の情報には「有意性」はない。」という処分庁の主張について「表題」ということについて、処分庁の主張の中で明らかにしていることから、文書全体を（一部分でも）、開示することは（開示されることは）当然であるということである。速やかに開示することを求める。

しかしながら、処分庁が、「有意性」がないということを、開示しないという理由にすることについては、処分庁は、「有意性の意味」について、具体的にどのようなことを想定して言うのか、明らかにしてもらいたい。

- b しかしながら現時点で、処分庁が、「有意性」ということを理由にすることについて、処分庁が、有意性があるかないかを勝手に決めて、申立人の求めることについて、ストップすることについては、容認できない。

もしこの主張（有意性がないという判断による不開示）に、正当性があるとするなら処分庁の、具体的な根拠、説明が必要であるといえる。説明、根拠等なく、開示しないこととしたとしたら、

不当もしくは違法であるということである。

①有意性とは何か、②処分庁にとっての有意性とは何か、③申立人にとっての有意性とは何か、処分庁は、開示しないとした理由であるから説明する義務がある。そのうえで本件において有意性ないとした理由、根拠等を述べるべきである。

しかしながら、申立人にとって何が利益等になるのかについて、申立人の知る権利については、申立人が判断することであることを、あえて、申立人の能力を判断したのか、それとも、軽視したのか、処分庁の独断と偏見すら感じる主張である。申立人を「見下した言葉」と感じた。

言い換えると、申立人の、意思、考えも確認せずに、役に立つの？立たないでしょう、だから開示しない、といわれているようなものである。

このような「見下された」と感じる取り方に問題があるといわれたとしても、知る権利のための取り組みである、異議申し立てにおいて、このような、気持ちになることを、予想していなかったので素直な気持ちを記載した。

しかしながら、問題は、処分庁が、今回の開示において、開示請求者に対して、独断と偏見ともとられる、姿勢において、判断を出したことは、違法で、開示等しないということの理由にもならないといえる。処分庁は、開示する・しない、今回の判断において、再度、検討をして、判断・結論の見直しをしてもらいたい。

(エ) 請求者にとって有意性がないという判断、理解できないだろうという偏見ともいえる判断で一方的に不開示にしたことは独断としか言いようがない。気分的、思い付きの、理由等で開示をしなかったことは違法もしくは不適切な判断といえる。

請求者の知りたいという願いに対して、一切開示をしないとしている、対応姿勢は、住民にたいする行政の姿勢態度としては、容認されないことであり、不適切な対応、独断といえる。審査会には、処分庁は、自らの、姿勢、対応について、検証をして、再度、判断をして結論をだす義務があることを求める。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回の不開示決定について、全く何も出ていなかったのも、本当はどんな文書があるか等について、表題ぐらひは今回の処分庁の不開示理由説明書に記載してあるので、少しはこういうのがあるのだなと分かる。私が請求書で書いた、わいせつ行為がどこから出てきた言葉かという、これは報道関係から出てきた用語だと思っている。

しかしながら、事件そのものもわいせつという判断でいいかどうかは分からない。だが、教え子の生徒に対し、元生徒だったのかどうかは分からないが、問題があったということだけが現時点では推定される。しかし、何があったかが分からないと反論の仕方が非常に難しい。ある程度当てずっぽうに言わなければいけないという、もどかしさが今回の意見書ではあった。

処分庁が本件を全面的に不開示にした理由というのは、色々記載はしてあるが、この不開示によって何が守られたのか、何を優先して、それがその目的にかなったのかというようなことを考えると、なかなかこれも内容が分からないので言いづらいところもあるが、何を守ろうとしていたのか、何が守られたのかと、何回もそこに戻っていく。

それで、不開示が前面に出てきているが、今日か昨日の新聞でも、職員の非違行為についての非公開ということで取り上げられていて、そこで知事の言葉も引用されていた。公開が原則だが、保護者や当事者が絶対公開するなど言われているので、非公開になるのだというようなことを記事で読んだ。

だから、本件も公開が原則であって、それぞれ色々理由があって不開示になったと思うが、わいせつ行為という報道で、わいせつだったのかどうか、それから、それ以外で時々問題になるのは、青少年保護育成条例違反、迷惑防止条例違反等で、学校職員が逮捕されたり問題になったりしているので、わいせつかどうかということも現在明確にされていない。当事者の申告等があったり告発があった場合には、わいせつという言葉が使われやすいのではないかと勝手に解釈をしている。わいせつだったら完全に不開示にする理由にはならないし、ある程度は開示してもいいのではないかと思っている。

教え子だったかどうか一切記載がされていないので、非常に意見が言いづらいが、処分庁が、教諭と言っていいのか、その人の行動について、個人情報であるというような引用をしている。しかし、その流れとか、具体的なシチュエーションがちょっと分からないので、なかなか言いづらいが、教諭と教え子というようなことが当たっているならば、生徒と教師という公的状态でのつながりだから、これを個人的どうのこうのと言い切れるのかどうか。実際はそういう公務に就いていて、その中での教師と生徒の流れで出てきたことなので、やはり、個人のどうのこうのということは、なかなか難しいだろうと思う。

それから、教諭だったら個人とか何か言って言い逃れしそうだが、この教師は大人でしょう、相手は子供ではないか、何でそうなるのという疑問点がいつもこういう事案については思っている。だから、この教師に関して、そういう問題を起こしたときに公にされるのは、ちょっと

嫌だなと思うだろうが、大人でしょう、あなた責任を取るんですよというふうに突き詰めないと、こういう中途半端な大人は、これからも出てくるのではないか。今の教員には、あなた大人でしょうと常に言い続けないと忘れてしまう。そういうことを思ったので、このわいせつや育成条例違反の行為については、本人は魔が差したとか何か、時々新聞で報道されているが、それについて鵜呑みにする前に、行政としては何をしてもらいたいかを時々思っている。それで、事情聴取における文書は見たいということを請求の気持ちとして、いつも述べている。

ところが、特定の市教育委員会は、大まかなまとめはするが、正確な事情聴取録というのは作成していないという見解のようである。

この事情聴取録というのは、それぞれの狙いがある、これを作成するということは、処分のための作成だけでなく、なぜこのような問題が起きたかを全て明らかにし、どこに問題があったかということの検証のための文書でもあるのではないか。そうしなければ、こういうわいせつだけでなく、職員の不祥事というのは継続して出ているので、そのための解決の糸口があまりつかめられないのではないかと思っている。だから、私としては、日頃から県教委だけではなく他の自治体でも、こういう不祥事があったときに、当事者や自治体を責めるよりも、まず事情聴取録の確立が必要ではないかと申し上げている。

事情聴取録というのは、現象的な面は、大体記載されている。体罰でいえば、殴った、蹴った、わいせつでいえば、例えば盗撮だと、自分の携帯で撮り、壊そうとして捕ったというようなことは分かる。だが、しょっちゅう人を殴ったり蹴ったり、盗撮する訳ではない。ある瞬間、あるタイミングで、そういう行動を本人が選択したと思う。だから、その人たちがなぜその瞬間、やってはいけないと言われることをしたのか、そういう具体的な手段をどこで学び、身に付けたのか、そして、それをどうしてその瞬間に選択したかということも含めて、本人が自分で自分に語りかけるように記録に残していけたら、そういう人たちが今後自分はこのときに気をつければいいということが思考、分析できるのではないか。そこまでのものを事情聴取で残しておきたいと思っているが、まだそういうものを作成したところがないので、是非そういうものを作成して見せてくださいと言いつけている。

最近では、自治体のそういう問題があったときの事情聴取録の請求に力を入れて、そういうところを聞いていないのかと尋ねることにしている。そうしないと、実際に問題が起きて、幹部職員は申し訳ないと頭を下げて苦勞しているが、それだけではもったいない。事例があって、それについて心を痛めるのも必要かもしれないが、それ以外に今後どう取り組んでいくかという具体的な資料や、本人の言い分をきちんと聞く機

会ではないか。そういう事情聴取録も今後できたらいいと思っている。

実際にそういう検証のできる文書はできていないので、幾ら行政の人が謝罪し、頭を下げ、今後させないとか、職場で取り組むとかと言われても、信ぴょう性が薄いなと思っている。気持ちはあっても、具体的にそれぞれの職場や管理職がどう自分の目の前の職員に今後の防止のために何を語るのかということが具体的に思い浮かんでこないのではないかな。実際に一つ一つの事案について具体的に加害者と言われる立場の人たちが自分の生い立ちから、魔が差したり、そのときにすぐ不適切行為に走ったり、色々あるが、走ったときは何がそうさせたのかということや自己分析できるところまでになったときに、初めて、こういう職員はこういうことに気をつけていけばいいとか、日頃からこういうことを本人は獲得していけば、そこに走らずに済むのではないかなということが分かって、管理職の人にも理解できて、ささやかな今後の取組の参考になるのではないかな。

それをしたからといって完全になくなるものではないが、不適切行為というのは絶対なくならないから何もしなくていいということではない。そこで絶望するのではなくて、すべき努力はしていっているのではないかな。10 人の中の一人でも踏み止まれたら、それはそれでいいという気持ちで努力するためには、是非、事情聴取と、簡単な背景、見た目の現象だけでなく、その理由、背景、今後どうするか等の記載された報告書等も併せて希望している。そのために今回の請求をしたし、今回の申立てをした。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたものである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書の特定に係る経緯

平成 27 年 11 月 6 日付けで行われた本件開示請求は、教え子にわいせつ行為を行った高校講師を教育委員会が懲戒免職とした旨の新聞記事を基に、同記事内容に対応する行政文書の開示を求めたものであると考えられる。

よって、本件請求対象文書は、わいせつ行為を行った教職員（以下「A 職員」という。）に対して平成 27 年 9 月に教育委員会が行った懲戒免職について分かるものと解し、本件行政文書を特定した。

イ 本件行政文書の内容

本件行政文書は、A 職員の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書であって、その全てを不開示としたものである。

(ア) 文書 1「職員の非違行為に関わる報告について」

当該文書は、発生した非違行為について、A 職員の所属の校長が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会に提出したものである。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、事後措置等が記載されている。

また、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が、A 職員の申立書には、A 職員の所属、氏名、申立て等が記載されている。

(イ) 文書 2「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日及び場所、審査対象者の所属名、職名、氏名、生年月日及び年齢、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果（所見）等が記載されている。

(ウ) 文書 3「教職員の人事について」

当該文書は、教育委員会において、A 職員の処分内容を決定するために起案したものである。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者の印、伺い文等が記載されている。また、案文には、A 職員の所属、職名及び氏名、発令事項、処分内容、処分理由、通知内容等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書は、被害者及び保護者に配慮し、教育委員会が懲戒処分等を行ったが公表をしないこととした事案に関する文書である。仮に一部でも開示すれば、被害者等の特定の個人が識別されるおそれがあることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件行政文書に記載された情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、懲戒処分を受けたことは、公

務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、本号ただし書ハに該当しない。

さらに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 本件行政文書は、懲戒処分等を行ったが公表していない事案に関する文書であり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としているものである。したがって、仮に一部でも開示すれば、非公表である事案が公にされることで、被害者等との信頼関係が崩れることとなり、今後、被害者等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、異議申立書において、「不開示決定通知書から、推測できる項目としては「非違行為報告書」「審査表」「教職員の人事」ということなら、まずその表題は開示できる」と記載している。

しかし、本件不開示決定通知書において行政文書の表題は明らかにしており、これと同一の情報には「有意性」はない。

そして、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(2)及び(3)において述べたとおりであるから、表題部分を含めて、文書の全てを不開示としたものである。

イ 異議申立人は、異議申立書において「考えられるものとして、事実関係のわかるもの、本人の事情聴取、事実確認、関係者の弁明書、処分説明書、などがあるが、不開示決定通知書には記載されていない」と記載しているが、「事実関係のわかるもの、本人の事情聴取、事実確認、関係者の弁明書」に関する内容は、本件不開示決定通知書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」に記載の文書 1「職員の非違行為に関わる報告について」に含まれている。また、「処分説明書」に関する内容は文書 3「教職員の人事について」に含まれており、それぞれ本件行政文書である文書 1「職員の非違行為に関わる報告について」、文書 2「審査表」及び文書 3「教職員の人事について」として作成又は取得して

いる。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成27年9月に教育委員会が懲戒免職処分を行った教職員の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書であり、その記載内容は、前記3(1)イで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的な人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、わいせつ行為をした教職員を懲戒免職処分としたが、被害者の人権に配慮する必要があるとして実施機関が公表しないこととし、当審査会において実施機関に確認したところによれば、被害者側が一切公表しないでほしいとの意向を示している事案に係るものであるとのことである。そして、当審査会において本件行政文書を見分したとこ

ろ、わいせつ行為の内容、被害者の状況等が詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件行政文書に係る事案については、被害者の人権に配慮する必要があるとして実施機関が公表しないこととしており、仮に、当該事案に関する情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、本件行政文書を公にすること自体が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとまでいうことはできず、本件行政文書に記載されているような個人に関する情報を、直ちに同号ただし書ロに該当するとして開示すべきものと認めることはできない。

そして、本件行政文書における被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、被処分者の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、被害者側の要望を受け、また、被害者の人権に配慮する必要があるとして公表しないこととされた事案に係るものであって、公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べるこ

とを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがある。その結果、教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、本件行政文書を開示することで同種の事案の再発防止につながるのではないかといった開示による利益も考えられるところではある。実施機関では、平成 27 年度に有識者らによるプロジェクトチームにおいて教員の不祥事、特にわいせつ行為をなくすための有効な対策を検討し、その提言を踏まえた取組を進めているところであるが、過去の事例を紹介することが再発防止に一定の役割を果たすことを考慮してもなお、個別性の強い具体的な情報である本件行政文書そのものを部分的にでも開示することが直ちに再発防止につながるとまではいえず、本件行政文書に係る事案の内容に照らすと、被害者との信頼関係を損なうことにもなって前記で述べたおそれがあることからすれば、本件行政文書については、開示によって得られる利益が開示によって保護される利益を上回るとはいえず、その全部を開示とすることはやむを得ないものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 職員の非違行為に関わる報告について

文書 2 審査表

文書 3 教職員の人事について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.12.9	諮問
28.1.21	実施機関から不開示理由説明書を受理
28.1.28	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28.6.23 (第491回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.8.3 (第495回審査会)	異議申立人の意見陳述
28.11.7 (第503回審査会)	審議
28.11.30 (第505回審査会)	審議
29.1.12 (第509回審査会)	審議
29.3.23	答申